阿知須町広報

昭和38年12月5日

山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
印刷 宇部新聞印刷所

No.145 この広報紙は毎月1回各ご家庭にもれなく配布

焼跡に立つた氣持で火の用心

今月の納税

	7期分	12月分	3期分
国保保険税			
年金保険料			
固定資産税			

昭和39年度から固定資産税はどのように変るか

固定資産の再評価の理由とその内容

Ⅰ固定資産は新らしい評価で

①固定資産の評価が新しい評価の方法によることになつたのは、土地、家屋および償却資産の各資産を通じて適正で均衡のとれた評価を行うためのものです。

評価の方法が改められることによつて、もとより従来の評価額とは変動が生ずることになりますが、評価額の変動は、適正な評価というねらいから出てくるものであつて、それによつて、本来負担の増大を求めようとするものではありません。

②現在土地、家屋および償却資産を通ずる評価が極めて不均衡となつているのは、最近の著しい地価の勝勢に応じて土地の評価額が引き上げられなかつたことによるものです。

家屋や償却資産をもつている方は、その評価額が時価と余り相違のないものであると考えられましようが、土地特に宅地をもつておられる方は、その評価額が時価を著しく下廻つて時価にくらべれば1／5とか1／10とかいうような割合になつていることが容易においねらいから分りのことと思います。

同じ固定資産税という税金において、土地の評価額のみが著しく低くてよいという理由はありません。したがつて適正な評価という点からいつても、適正な評価による負担の公平という点からいつても、このような評価の不均衡をいつまでもそのままにしておくことは許されません。

そこでこのような評価の不均衡を是正するために、新しい評価の方法によつて固定資産の再評価を行うことになつたのです。

③新しい評価方法のもとにおいては、固定資産の評価にあたつて求められるべき固定資産の適正な時価とは土地、家屋および償却資産の各資産を通じ、正常な条件のもとにおいて取引きされる価格であるとされています。

そして正常な条件のもとにおいては取引される価格は、土地については売買実例価額から導き出される取引き価格、家屋については再建築価額、償却資産については取得価額をそれぞれ基準として求めることとなつています。

④新しい評価方法のうち家屋および償却資産の評価方法は従来の方法と本質的には異るものではありませんので、評価額も、また従来の評価と余り変動することはありません。

ところが土地の従来の評価は、いろいろな理由によつて評価額の引き上げを抑えてきていますので新しい評価方法による場合には、地目によつて相違はありますが、かなり引き上げられます。

しかし土地の評価額が引き上げられるのは、引き上げによつて適正で均衡のとれた評価を確保するためのものであつて、評価額の引き上げによつてそのまま税負担の増大を求めようとするためではありません。

土地の評価額が2～3倍になつたり、6～7倍になつたとしても直ちにその負担が2～3倍とか、6～7倍になるということではありません。負担の適正化は別途の観点をも加えて考えられるべきものではありません。したがつて評価額の変動の状況に見合つて、当然、税負担の調整が行われることとなつています。

②現在本町の評価事務は、進行中ですので残念ながら未だ土地、家屋償却資産の評価額がどのように変動するかについて正確な見通しをたてることはできません。

ただ土地特に宅地の評価額につきましては、相当大きく引き上げられることになるものと推定されます。そこで具体的に土地、家屋および償却資産の変動の状況がわかつてくれば、その変動の状況に見合つて固定資産税の税負担の調整が行われることとなります。

③税負担の調整がどのようにして行なわれるかについては、現在具体的にきまつていませんが、一応税率の引き下げと課税標準の特例とが併用されることとなることが予想されます。

④したがつて個々の納税者の方の負担が急激に増加することはありません。農地の評価額の上昇割合はないので税率の引下げが行なわれれば、ほとんど負担は変動しないものと考えられます。

また宅地の評価はかなり引き上げられることが予想されますが家屋および償却資産を通じて、その負担に急激な変動の生じないように一定限度の負担に止められ、山林、その他の負担については負担の増加は一定限度に止められることになるものと考えられます。

⑤固定資産の再評価は、あくまでも、評価額を適正にして公平な負担を求めようとするものであるので評価額の変動の状況によつて、負担の増加する方もありますし、また負担の減少する方もあります。しかし負担の増加する方については、その増加は納税者の納得できる一定限度に止められることとなりましよう。固定資産の再評価によつて負担の変動は生ずることとなりますが、負担の調整が行なわれることによつて、大多数の納税者の負担には大きい変動が生じないこととなります。

Ⅱ評価の結果起る税負担の変動は当然調整されます

黒字決算 健全財政の第一歩を！

37年度の一般会計と国保会計の決算承認

昭和37年度の一般会計と国保会計の決算第一歩を大きく踏み出したわけで受けました。

本町は、昭和33年度末で赤字5千6百万円近くを抱いていたため翌34年度から向つて6カ年で財政再建計画を進め、この間町民各位の絶大な御協力による2カ年短縮し昭和37年度末、あの膨大な赤字を見事に、しかも10年ぶりの黒字決算承認をもらうべき62万円の黒字財政に転換いたしました。そして本年度会計と国保会計の決算が先月の議会で承認を

黒字額62万円の内訳を見ますと、町税で、町民税24万円、固定資産税で9万円、電気ガス税で13万円が主で、46万6千円が予算に比べ増となり、雑収入で予金利子等20万円増となつています。

歳入減では、財産収入が百72万2千円の減となつていますが、これは、前記増収から拠案して処分保留のためによるもので、結局歳入合計で94万1千円の歳入減であります。

つぎに歳出ですが、役場費では人件費、諸物件費の節約で50万円諸支出金では、課税事務の人件費の節減と、国保会計に繰出すことになつていた繰出金22万円が主な歳出減となつていますが、歳出面全般にわたる支出節約で百56万1千円、歳出減をみ、健全財政実現をモットーに執行された結果遂越されることになつたわけです。

国保会計では、補助基準率の引上げによる国庫支出金の百17万円と一般会計からの繰入金不要によるものが主で、結局百10万の歳入増歳出面では、当初予想された療養給付費の37万円の不要により結局45円の歳出減で歳入歳出差引百54万9千円の黒字となりました。

昭和37年度一般会計決算概況

歳入　（単位千円）

歳入	予算額（A）	決算額（B）
1 町税	40,191	40,657
2 地方交付税	23,987	23,987
3 公企業及財産収入	2,454	732
4 分担金，負担金	1,041	854
5 使用料，手数料	789	768
6 国庫支出金	4,587	4,801
7 県支出金	1,227	1,333
8 寄付金	20	20
9 繰越金	0	0
10 雑収入	430	633
11 町債	5,000	5,000
歳入合計	79,726	78,785

（※歳入減 941）

歳出

歳出	予算額（A）	決算額（B）
1 議会費	2,521	2,510
2 役場費	20,186	19,688
3 消防費	1,264	1,195
4 土木費	4,627	4,593
5 教育費	30,611	30,516
6 社会及労働施設費	3,403	3,374
7 保健・衛生費	932	817
8 産業経済費	2,540	2,297
9 財産費	7,230	7,180
10 統計調査費	34	34
11 選挙費	467	452
12 公債費	2,286	2,268
13 諸支出金	3,625	3,291
歳出合計	79,726	78,165

（※歳出減 1561）

（歳入決算額）（歳出決算額）
78,785 — 78,165＝620

昭和37年度国保会計決算概況

歳入

歳入	予算額（A）	決算額（B）	（B）－（A）
1町税	4,354	4,511	157
2使用料手数料	10	2	△8
3国庫支出金	3,562	4,731	1169
4繰越金	754	754	0
5繰入金	226	0	△226
6雑収入	30	35	5
歳入合計	8,936	10,033	1,097

（※歳入減1,097）

歳出

歳出	予算額（A）	決算額（B）	（B）－（A）
1役場費	577	546	△31
2保険給付費	8,091	7,724	△367
3公債費	0	0	0
4諸支出金	258	214	△44
5予備費	10	0	△10
歳出合計	8,936	8484	△452

（※歳出減452）

歳入決算額　歳出決算額
10,033 — 8,484＝1,549

悲惨な事故を防ごう!!

あわたゞしかつた今年も残の少なくなりましたが、本町の交通事故をみますと1月から11月末までに42件が発生し、その内、死亡された方が4人、重傷5人、軽傷19人その外に山陽急行バスの正面衝突事故で34人が重軽傷するなど多くの犠牲者を出しています。

この悲惨な事故を防ぐため12月1日から10日まで「年末交通無事故旬間」を全面的に実施することになりました。

この旬間中の主な実施事項は、

◎安全な横断の確保
◎安全運転の徹底
◎車両の完全整備

の3つを強くお心進めることになりましたので、この趣旨をよくご理解していたゞき年末を事故なく楽しく送り、お正月をお迎えになりますよう、ご協力をおねがいします。

菊をありがとうございました

11月は菊薫る文化の月、私たちも町内うたるところ菊花の候を満しましたが、阿知須駅をご利用の方は、当駅の懸崖にお気づきのことだつたと思います。

この懸崖は築地区の川崎茂夫さんが少しでも多くの方の心の慰めにと、阿知須駅や町役場、警察署に飾られたものです。

紙上を借りて厚くお礼申し上げます。

県立防府高等看護学院学生募集

①修業年限 3年
②募集人員 25名
③入学資格 高等学校卒業者
④願書受付 昭和39年1月1日から2月15日まで
⑤試験期日 2月18日、2月19日
⑥試験科目 国語（作文を含む）
数学Ⅰ
理科（化学、生物、この内一科目を選ぶ）

〝報知者には謝礼を〟

狩猟法が一部変りました

今年から狩猟法が一部改正され、法律の名称も「鳥獣保護および狩猟に関する法律」と改められ、今までの禁猟区が保護区に変りました。

このためにこれまでは都道府県知事から狩猟免許を受けると、全国どこでも猟ができましたが、こんどは免許を受けた都道府県の区域内だけに限られ、他県で猟をする時は、その都道府県の免許を受けなければならないことになりました。

また狩猟期間も11月1日から、翌年2月15日までと今までよりも期間が短かくなり、ライフル狩での狩猟も鳥は撃てないなど、いろいろ改められていますから、新しい法律にしたがつて違反のないように注意していたゞくことが必要です。

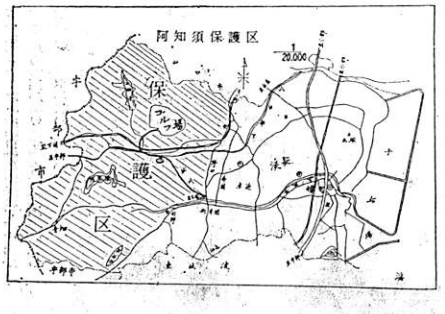

本町は昨年11月下旬に、県下で初めてである白キジの放飼をしたことはご承知のことを思います。

そこで本町では別図の部分が、鳥獣保護区に指定されていますが、この保護区内では、狩猟期間内でも一際の鳥獣類をいかなる方法でも捕獲することはできません。この保護区内での違反者を町役場まで報知していただいた方には謝礼をさし上げます。

本町では昭和37年11月1日から向う10年間「保護区」に指定されていますが、この期間に「いのしし」「野兎」など被害が発生した場合は、手続きにより、一定期間解除することができます。

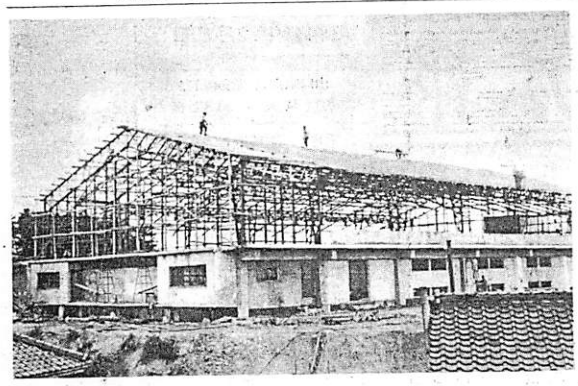

体育館工事着々と進展

阿知須中学校屋内体育館は、7月20日に起工式を行い、総工費約2,000万円で工事に着手され着々と工事は進展しています。

この屋内体育館は鉄骨波スレートぶきで、完成すればバレー、バスケット、テニス、卓球などほとんどの競技ができ約2,000人の収容ができることになつています。

（写真は27日撮影）

10余年間共同募金運動の地区奉仕者として

兼重文一さんに感謝状が
縄中房一さん

去る11月27日下関市で開催された第3回山口県社会福祉大会の席上で、縄中房一さん（小東、65）と兼重文一さん（寺河内、73）のお二人へ、多年にわたる共同募金事業の協力者として県共同募金委員会から感謝状が贈呈されました。

お二人は昭和年10月1日から行なわれる共同募金運動に深いご理解と熱意をもつて10余年間、常に地区奉仕者として尽され、このたびの表彰となつたものです。

写真は表彰を受けたお二人

書道で最高の栄誉

柏谷静さん「日展」で入選

第6回「日展」は11月1日から12月6日まで、東京の上野公園都美術館で開催されました。

本町からも西条の柏谷静さん（39）が五科（書道の部）へ出品され、この道最高の栄誉というべき入選となつたわけです。

この最高の栄誉を受賞された柏谷さんは、これまでも「日本書芸院展」「関西総合美術展」など多くの展覧会で受賞に輝かれています。

＝写真説明＝

（上）は入選された柏谷静さん

（左）は日展入選の作品

追悼の涙もあらたに

町戦没者慰霊祭を行う

本年度の町戦没者慰霊祭は、なき人の冥福と平和の祈りをこめて催りし日の面影を偲び追悼の涙もあらたに去る11月19日、10時30分から本竜寺において、しめやかに取り行なわれました。

この日、祭壇には日華事変以来の町戦没者262柱が祀られ、晩鐘、勤経、焼香並びに追悼の辞に続き、会長謝辞をもつて、無事終りました。なお午後1時からは遺家族慰安として阿知須劇場において映画会が開催されました。

不幸な人々に愛の手を！

12月1日から歳末助け合い運動

歩く足も自づと早くなり気せわしい年の暮で、商店街は歳末大売出しで活気すいています。

しかし「日の当る場所」があれば「陰もあり」の如く、私達の社会には案外「日の当らぬ場所」いわゆる思まれない生活をしている人々が多いのです。

今年も12月いつぱい全国一斉に「歳末助け合い運動」が行なわれていますが、明るい社会の役員の方々が訪宅されましたらよろしくお願いします。

人々へお互の温い心とささやかながらも、分相応の贈物をして共に手を取り合い、新しい年を迎えたいものです。今年も婦人会の役員の方々が訪宅されましたらよろしくお願いします。

この表示がないと一般郵便物として処理されてしまい年内に配達されるおそれがあります。

④12月15日から12月28日までに差し出されますと、特別取扱いをし、配達局に留置して1月1日に配達されます。

⑤またお年玉つき年賀はがきを12月14日以前、翌年1月11日以後または年賀状取扱い期間内でも年賀状は12月22日ごろまでに差し出されるよう望んでいます。

年賀状は12月22日までに

郵便ラッシュの年末年始に備え郵政省では次のことに利用者の御協力を望んでいます。

①年末はたくさんの郵便物が出まわり、郵便局内の処理はむろん輸送の面でもいろいろな困難が生じ遅延、誤送の原因となりかねません。そこで小包は12月15日までに年賀状は12月22日ごろまでに差しだされるよう望んでいます。

②年賀状のあて名は省略しないで都道府県名、番地、何々方まで必ず記入すること。

③お年玉つき年賀はがきでも、一般郵便とは別に把束して出すこと。特に普通官製はがきおよび私製はがきを使つて年賀状を出す時は、表面の見やすい所へ必ず一通ごとに「年賀」と「赤」で書くと1円切手を貼つて差し出すこと。

紅葉の秋に親しむ

サイクリングで秋穂町へ

刈り入れも終り絶好の秋日和に恵まれた11月17日町民サイクリング大会が行なわれました。参加者老若男女22名の参加のもとで、午前9時に本町を出発。国道190号線を快走して嘉川から百軒橋を通つて、秋穂町の「くるまえび」の養殖場を見学して朝日山へ。

「紅葉の秋」の異名のごとく赤く黄く色ずいた山々を眺めながらの昼食はまた格別。

このように健脚の一行は秋穂町の名所を訪ずれ午後5時本町に無事到着して楽しい1日を過しました

12月4日から10日まで

人権週間

12月10日は世界人権宣言記念日つまり人権デーです。これは一九四八年12月10日第3回国際連合総会において、世界人権宣言が採択され、世界に向つて宣明されたことを記念する日です。

わが国でも例年12月4日から10日までを「人権週間」とし、人権意識を高めるために、全国各地で人権デーのつどいや、講演会、座談会、人権相談所の開設など、いろいろの催しが行なわれます。

いうまでもなく、人権を保障する制度は、古くは英国のマグナ・カルタ、権利請願、権利章典、米国のバージニア権利宣言、仏国の人権宣言などがあります。

わが国の憲法においても基本的人権が侵すことができない永久の権利として保障されています。

人権週間を機会に、私たちは世界人権宣言についての理解を深め人権に関する憲法や法律の趣旨を認識し、さらに円満な常識を養つてお互いに自他の人権を尊重し合つて、より住みよい民主的な社会にするよう努力したいものです。

なお本町では、人権擁護委員に江本悦蔵委員がおられますので、法律のことや、家庭的なことその他何ごとによらず困られることがありましたら江本悦蔵委員か又は山口地方法務局人権擁護課までお越しになれば、ご相談に応じて頂けます。

なお江本委員は、国民から直接国の行政についての苦情を受付け国民と行政機関との間に立つて、その解決のためのあっせんを行う行政相談委員も務めておられます。

阿知須町更生保護婦人会結成

最近青少年の犯罪が、しかも悪質な犯罪が急激に増加していますが、これは社会全体の責任として取り上げられています。

そこで婦人特有の力を結集して理解ある隣人愛を発展させて、明るい社会を築こうと、去る11月27日、阿知須町更生保護婦人会が結成され、会長田中八重子さん、副会長徳田フミさん、中尾智子さんで会員35名です。

慶弔録

出生

おめでとうございます

ご健康を祈ります

兼重常弘　長女　博美　杖川
大浜昭二　長女　優美子　浜
大和敏夫　長女　洋子　南祝
福岡良甫　長男　賢治　浜表　妻夫
長尾　章二　男　義明　河内　妻夫
松永俊治　長男　博幸　河内　妻夫
西村満隆　長男　隆文　寺河内

婚姻

おめでとうございます

この喜びをいつまでも

夫　古田　一　宇部市
妻　谷村　順二　宇部市
夫　酉　金　宇部市
妻　崎村　正　河内
夫　中池　美佐子　宇部市
妻　村本　文　西条
夫　中大　孝富　宇部市
妻　川沢　子彦　竹原市
夫　千恵子　保　中村
妻　山口市　磯崎ザト

おくやみ申上げます

死亡

夫	師井　尚	岩辻	北村政勝	10月27日
妻	井上　子	宇部市	中野栄吉	11月1日
夫	俱　私	東	藤井サツ	11月8日
妻	入江　美代子	広島県	北野ノシ	11月12日
夫	田宜　美代子	広島県	松井茂市	11月15日
妻	山本　敦子	砂三	竹原トシ	11月18日
夫	江本　俊夫	砂三	磯崎ザト	11月24日
妻	山本　敦子	徳地町		11月25日
夫	高辻　宏知	岩辻		
妻	見　雪代子	延岡市		
夫	吉岡　清	山河内		
妻	松川　三千恵	山口市		
夫	磯平　周	縄北		
妻	村野　年子	宇部市		
夫	益田　雄	宇部市		
妻	田村　優美子	小西		
		島根県		

道路駐車はやめましょう!!

★火災のシーズンになりましたが、せまい道に自動車が止っていたため消防自動車が通れず、火事が大きくなつた例があります。★野水槽のそば（3米以内）に駐車しないで下さい。★また火災の時は消防車に道をゆずりましょう。